**第38回三国花火大会実行委員会事務局補助業務委託**　**仕様書**

（趣旨）

第１　この仕様書は、第３８回三国花火大会（以下「大会」という。）を開催するに当たり、三国花火大会実行委員会（以下「委託者」という。） が、大会の開催趣旨に賛同する企業、団体等からの協賛金を募集する業務、大会を開催するパンフレットを作成する業務及び大会開催に当たり、新聞やチラシ等に掲載する広告を作成する業務を委託するために必要な事項を定めるものとする。

（法令遵守）

第２ 委託者から協賛企業募集業務・パンフレット作成業務・新聞広告業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、法令等を遵守の上、委託された業務を行なわなければならない。

（協賛企業募集業務）

第３ 協賛企業募集業務の内容は、別紙１「第38回三国花火大会　協賛企業募集業務要領」（P8）

のとおりとする。

２ 契約締結時に、提案者が提示した支払委託料の内容をこの項目に記載する。

（パンフレット作成業務）

第４ パンフレット作成業務に係る仕様は、別紙２「第38回三国花火大会　パンフレット作成業務要領」（P11）のとおりとする。

２ 契約締結時に、提案者が提示した支払委託料の内容をこの項目に記載する。

（新聞広告業務）

第５ 新聞広告業務に係る仕様は、別紙３「第38回三国花火大会　新聞広告業務要領」（P15）のとおりとする。

２ 契約締結時に、提案者が提示した支払委託料の内容をこの項目に記載する。

（著作権等について）

第６ この業務により生じる著作権（著作権法第２１条から第２８条に定める全ての権利を含む。）

は委託者に帰属するものとする。

２ 第１項にかかわらず受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については受託者に留保するものとし、委託者は、受託者がそれらを利用し成果品に類似した製品を作成することを妨げない。この場合、委託者はかかる権利留保物についての当該権利の非独占的使用権を取得する。ただし、委託者は受託者の承諾を得ない限り、この非独占的使用権を第三者に譲渡又は貸与し、若しくは担保権の目的としてはならない。

３ 委託者において、成果物を加筆修正して使用する場合がある。

４ 受託者は、第１項により委託者に帰属することとなる著作権に関する著作者人格権を行使せ

ず、又、受託者の従業員又は受託者等がこれらの権利を有する場合には、これらの者が著作者人格権を行使しないために必要な措置をとらなければならない。

（その他）

第７ 疑義等事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、事務局と密接な連携を図りながら事業を

進めるものとし、本仕様書に明記されていない事項については、その都度委託者・受託者の

両者で協議し定めることとする。

２ 委託費の請求にあたっては、その内訳をつけること。又、請求額については契約上限額以内

とする。ただし、事前に委託者との書面による協議をした場合はこの限りでない。

３ 個人情報に関連する業務については関係法令を遵守すること。